

ロシア軍によるウクライナへの侵略を非難する決議

2月24日、ロシア軍は、世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへの侵略を開始した。さらに現在は、核の力を背景に国際社会の一層の安定を脅かしている。

ロシア軍の侵略により多くの人々が住み慣れた地を追われ、避難を余儀なくされている。武力攻撃は居住地にも及び、幼い命が奪われるなど罪のない民間人にも被害が広がっている。

このようなウクライナの主権と領土を侵害する行為は、力による一方的な現状変更の試みであり、明らかに国際法、国連憲章に違反している。

また、今般のロシアの行動は、欧州にとどまらず、海を挟んで対面する日本はもとより、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがしかねないもので、断じて看過できない。

本市は平和都市を宣言し、平和な社会を築くことを希求しており、議会としても断固として許すことはできない。

よって、本市議会は、ロシア軍によるウクライナへの侵略に対し厳重に抗議、非難するとともに、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を強く求める。また、国際社会が連携し、あらゆる外交資源を駆使し、ウクライナをはじめとする国際社会の速やかな平和の実現を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月7日

長 井 市 議 会